

中東地域での戦闘行為の中止と平和的解決を求める決議

去る2月28日、アメリカとイスラエルは、イランに対して大規模な攻撃を開始した。

一方的な攻撃で教育施設や医療機関にも被害が及び、民間人にも多大な犠牲が出ている。これらの武力行使は、国連憲章や国際法が禁止している先制攻撃であり、直ちに戦闘行為を中止すべきである。

今回の攻撃を主導している米国大統領は、イラン政権に対して体制の転覆を公言し、イスラエルとともに実力行使に踏み出したが、いかなる理由があつたとしても、独立した主権国家の最高指導者を転換させる権限は誰にも与えられていない。また、イランによる報復攻撃は湾岸諸国に拡大しており、報復の連鎖の拡大は早期に阻止しなければならない。

ホルムズ海峡の実質的な封鎖は、原油を輸入に頼る関係国へのエネルギー価格や物価の上昇を加速させ、経済活動や国民生活に長期に渡る悪影響を及ぼすことが懸念される。

日本政府においては、アメリカ・イスラエル・イラン政府に対して密接な外交を積み重ねており、軍事行動の自制を求めるとともに、仲介役として主導的な外交を積極的に行うべきである。

よって、国会及び政府におかれては、中東情勢の平和的解決のため、以下の事項について強く要請する。

記

- 1 日本政府として、アメリカ・イスラエル・イラン政府に対し、直ちに戦闘行為を中止するよう求めること。
- 2 日本政府として、対話による平和的解決を目指した積極的な外交交渉を行うこと。

以上、決議する。

令和8年3月24日